

広島県告示第五百五十六号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

楠本病院	名 称	福山市曙町三丁目一九番 一八号	所在地	平成二十三年六月八日	効力を有する期限	更新	備 考
------	-----	--------------------	-----	------------	----------	----	-----